

登別市犯罪被害者等支援基本方針

平成25年1月

(令和6年3月一部修正)

市民生活部市民協働グループ

—目 次—

1	登別市犯罪被害者等支援基本方針の策定	1
2	対象となる犯罪被害者等とは	2
3	国・北海道における犯罪被害者等支援の取り組み	3
4	市の基本的な考え方	4
5	基本方針	5
	・関係法令抜粋	別紙1 7
	・今後の取り組み（支援フロー）	別紙2 9
資料1	犯罪被害者等基本法	10

1 登別市犯罪被害者等支援基本方針の策定

市では、安全で安心な住みよい地域社会の実現を目的として、地域での防犯体制を強化するため、犯罪の未然防止と暴力の追放などの啓発に努めているところです。

しかしながら、社会状況が多様化・複雑化することに伴い、さまざまな犯罪が後を絶ちません。このような状況において、理不尽に犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等の方々は、人権が十分に尊重されてきたとは言いがたく、また、十分な情報や支援が届かず、一人で悩み社会で孤立していた状況にあります。

さらに、犯罪被害等への直接的な被害のほか、犯罪被害者等の置かれている立場への周囲の無関心や、被害者等は特別に尊重・援助され、損害の回復ができているといった誤った認識などから生じる二次的被害が、犯罪被害者等をさらに苦しめています。

市ではこのような状況にある犯罪被害者等の方々の立場に立って、その方々の人権が尊重され、尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を守らなければならないという「犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日法律第161号）」（以下「基本法」という。）の基本理念に基づき、犯罪被害者等の声を真摯に受け止め、国や北海道、警察や関係機関等との適切な役割分担のもと、犯罪被害に遭われた方々を支援するため「登別市犯罪被害者等支援基本方針」を策定することとします。

2 対象となる犯罪被害者等とは

「犯罪被害者等基本法」第2条第2項と同じく「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」で、登別市に居住する者を対象とする。

●犯罪等とは

基本法第2条第1項で規定する「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義する。

※犯罪とは…刑法をはじめ、刑罰法令（「暴力団による不当な行為の防止に関する法律」などの刑罰規定を有する法律）に触れる行為を指す。

※これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは…

- ・ ストーカー行為に当たらないが、警告の対象となるようなつきまとい等
(ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条及び第4条参照)
- ・ 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第1項)
- ・ 児童の心身の正常な発達を妨げるような言動
(児童虐待の防止等に関する法律第2条参照)

(P 7別紙1参照)

3 国・北海道における犯罪被害者等支援の取り組み

(1) 国

国においては、平成8年、警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、被害者対策が警察の本来の業務であることが明確にされました。

また、平成13年には、「犯罪被害者等給付金支給法」が改正され、犯罪被害給付制度が拡充されたほか、犯罪被害者等早期援助団体の指定が新設され、支援における民間支援団体等の役割の重要性が認識されました。

さらに、平成16年には、犯罪被害者等の権利や利益の保護が図られる社会の実現を目指すため同基本法が成立し、平成17年4月1日に施行されました。同年12月には「犯罪被害者等基本計画」を策定し、現在では令和3年3月に策定した第4次基本計画に基づき、支援施策を図っています。

(2) 北海道

道においては、国の基本計画を踏まえ、平成19年3月に北海道犯罪被害者等支援基本計画を策定しました。

また、令和3年3月に第4次基本計画を策定し、犯罪被害者等の権利利益の保護と、適切な支援に取り組むとともに、市町村等に対し、連携・協力を求めているところであります。

4 市の基本的な考え方

市では、人権啓発事業や男女共同参画推進事業などを通じ、すべての人の人権が尊重されるよう啓発に取り組んでいます。また、それらに関するさまざまな相談等に対応するため、市民協働グループが窓口となりワンストップサービスとして相談等を行うとともに、関係部署と連携・協力を図りながら情報提供や問題解決に向けての支援を行っています。

犯罪被害者等に対しては、これまでも市民相談の一環として相談・支援等を行っていますが、理不尽にも犯罪に遭ってしまった被害者の方やその家族等の立場を十分に配慮する必要があります。そのため、その方々の人権を尊重し、国や北海道及び関係機関等と連携し、被害の状況に応じた支援を適切に実施できるよう、次のような基本方針を策定し相談体制をより一層強化することとします。

5 基本方針

市は次のとおり基本方針を定め、犯罪被害者等の状況に応じた支援に努めることとします。

(1)組織の機能を活用した犯罪被害者等への支援について

①市民協働グループをワンストップサービス窓口として相談等を行い、市の関係部署及び関係機関等と連携し、被害者等の支援を行う。

日常生活支援	公営住宅の入居や住民票写しの交付等の制限等
経済的支援	生活保護の受給や生活資金貸付、各種手当等、年金等
就労関係支援	就職や技能訓練、労働相談、ファミリーサポート等
保健・福祉支援	健康に関する相談や医療費助成（乳幼児・ひとり親等）、障害者手帳の交付、年金に関すること等
その他	無料法律相談等

②多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに対応するため、相談・情報提供、保健・福祉的支援など、さまざまな制度等を活用して、犯罪被害者等の状況に応じた効果的な支援に努める。

- ・北海道…相談・カウンセリング、一時保護等
- ・警察署…相談・カウンセリング、犯罪被害者給付制度、受診料（一部）公費支出制度等
- ・法テラス…相談者が必要としている支援窓口の紹介、刑事手続き支援、法律相談、民事法律扶助等
- ・弁護士会等…無料電話相談等
- ・その他の機関…犯罪被害者の子弟への奨学金・支援金支給事業（公益財団法人犯罪被害救援基金）
無料法律相談、電話・面接等相談、付き添い支援等（社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室）

(2)地域における防犯体制の強化について

- ①地域での防犯体制を強化し、犯罪を抑止することにより、犯罪被害者等への精神的な支援をするため、各町内会長等との連携を強化し、安全安心のまちづくりの取り組みを推進する。
- ②登別市暴力追放運動推進協議会と連携し、暴力排除の啓発等の取り組みを推進する。

(3)関係機関等との連携及び情報交換について

- ①市の組織間及び国、道、警察等関係機関等との情報交換などに努めるとともに、連携協力し、支援がより適切に柔軟に行なえるよう努める（P 9別紙2参照）。

(4)犯罪被害者等の支援に係る市民周知について

- ①犯罪被害者等からの相談支援の実施について、広報のぼりべつや市公式ウェブサイトなどを通じて市民周知に努める。

関係法令抜粋

●ストーカー行為等の規制等に関する法律【抜粋】

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

第三条 何人も、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされたとして当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

2 一の警察本部長等が前項の規定による警告(以下「警告」という。)をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告をすることができない。

3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。

4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

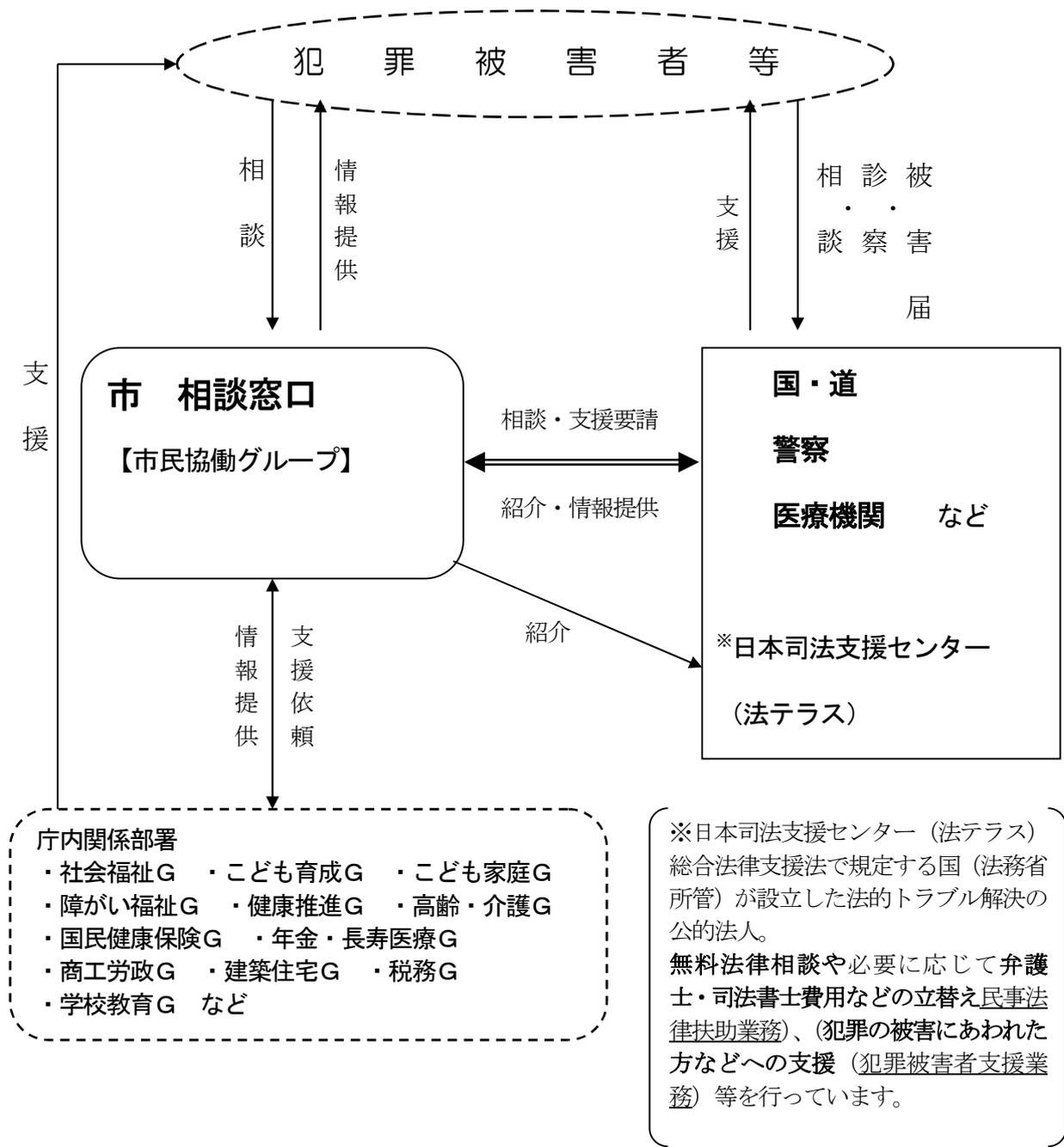
●児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

◆ 今後の取り組み ワンストップサービスによる相談体制の強化（下記支援フロー）



犯罪被害者等基本法（平成十六年十二月八日法律第百六十一号）

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策(第十一条—第二十三条)

第三章 犯罪被害者等施策推進会議(第二十四条—第三十条)

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗および状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) (抄)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。